

道路運送車両の保安基準の緩和認定要領

	平成14年	7月	1日	達	第	5号	
一部改正	平成14年	9月	11日	達	第	42号	
一部改正	平成15年	6月	4日	達	第	3号	
一部改正	平成15年	10月	1日	達	第	4号	
一部改正	平成16年	4月	16日	達	第	2号	
一部改正	平成16年	11月	15日	達	第	7号	
一部改正	平成18年	9月	28日	達	第	12号	
一部改正	平成19年	1月	30日	達	第	15号	
一部改正	平成19年	4月	2日	達	第	2号	
一部改正	平成19年	5月	31日	達	第	6号	
一部改正	平成20年	2月	4日	達	第	19号	
一部改正	平成21年	3月	9日	達	第	14号	
一部改正	平成22年	10月	28日	達	第	6号	
一部改正	平成23年	5月	11日	達	第	5号	
一部改正	平成23年	6月	2日	達	第	6号	
一部改正	平成25年	2月	15日	達	第	7号	
一部改正	平成26年	2月	20日	達	第	6号	
一部改正	平成26年	3月	31日	達	第	11号	
一部改正	平成26年	11月	4日	達	第	6号	
一部改正	平成27年	4月	9日	達	第	1号	
一部改正	平成27年	12月	25日	達	第	31号	
一部改正	平成29年	7月	5日	達	第	5号	
一部改正	平成31年	2月	28日	達	第	4号	
一部改正	平成31年	4月	9日	達	第	5号	
一部改正	令和	2年	1月	29日	達	第	6号
一部改正	令和	2年	12月	24日	達	第	3号
一部改正	令和	3年	8月	18日	達	第	9号

第1 適用

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）
第55条の規定に基づき、運輸局長が行う保安基準の緩和に係る自動車の認定は、本要

領による。

第2 用語

この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「基準の緩和」とは、保安基準第55条第1項の規定に基づき、保安基準の一部の規定を適用しないことをいう。
- (2) 「基準の緩和認定」とは、基準の緩和を行おうとする自動車について、保安上及び公害防止上の支障がないことを確認することをいう。
- (3) 「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第7条の2、第85条の2及び第163条の2に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ用、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。
- (4) 「幅広貨物」とは、合成床版、建築用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さにおいて2.5メートルを超える分割不可能な貨物をいう。
- (5) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条に規定する高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。
- (6) 「連節バス」とは、連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。
- (7) 「飛行場の設置者等」とは、国土交通大臣が管理する飛行場にあつては、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、それ以外の公共の用に供する飛行場にあつては航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）をいう。
- (8) 「飛行場の制限区域」とは、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロンその他飛行場の設置者等が飛行場ごとに立入りを制限するために定める区域を

いう。

- (9) 「誘導車」とは、道路法第47条の2第1項の許可の申請に対し、道路管理者が当該車両の通行を許可する条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車をいう。
- (10) 「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用される施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているものをいう。
- (11) 「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。
- (12) 「営業所等」とは、営業所その他、同一使用者のもとで自動車の運行について他と区分して管理が行われる単位をいう。
- (13) 「貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法第39条に規定する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者をいう。
- (14) 「条件」とは、保安基準第55条第2項に規定する「条件」をいう。
- (15) 「制限」とは、保安基準第55条第2項に規定する「認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限」をいう。
- (16) 「処分等要領」とは、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成29年7月3日国自技第49号）をいう。
- (17) 「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続いて使用しようとする場合における基準緩和の認定の申請に対し認定を行うことをいう。
- (18) 「貨物自動車運送事業用自動車」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条の貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (19) 「自動車型式認証実施要領」とは、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日、自審第1252号）別添「自動車型式認証実施要領」をいう。
- (20) 「新型自動車取扱要領」とは、自動車型式認証実施要領中「第3 新型自動車取扱要領」をいう。
- (21) 「輸入自動車特別取扱要領」とは、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日、自審第1255号）別添「輸入自動車特別取扱要領」をいう。
- (22) 「自動車検査業務等実施要領」とは、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日、自車第880号）別添「自動車

検査業務等実施要領」をいう。

- (23) 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」とは、「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）」（平成28年6月30日国自審第535号）別添の共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領をいう。
- (24) 「走行試験」とは、法第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。
- (25) 「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とする者をいう。
- (26) 「ダブル連結トラック」とは、通常的大型トラック2台分の貨物の輸送が可能な幹線輸送を行う連結時全長21mを超える自動車の形状がバン（トラック）とドリー付バントレーラ又はバンフルトレーラ（バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）を含む。）の連結車をいう。

第3 基準の緩和認定を申請することができる自動車

基準の緩和認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
- (2) 分割可能な貨物を保安基準第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラ
- (3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（前号の自動車で輸送できる貨物を除く。以下、「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長さ）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）
- (4) 幅広貨物を保安基準第2条（幅）に定める基準を超え、保安基準第4条（車両総重量）の表第2号及び第4条の2（軸重等）に定める基準内で荷台と水平に積載し輸送できる構造を有する車体の形状がセミトレーラ
- (5) 幅広貨物を保安基準第2条（幅）に定める基準を超え、保安基準第4条（車両総重量）の表第3号及び第4条の2（軸重等）に定める基準内で荷台

と水平に積載し輸送できる構造を有し、かつ、スタンション及び固縛金具を備える車体の形状がセミトレーラ

- (6) 保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて被けん引自動車をけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (7) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ45フィートコンテナ、40フィートコンテナ及び20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「45フィートコンテナ等」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ
- (8) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (9) 離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (10) 起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ない路線を定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車その他使用の様相が特殊である自動車
- (11) 路線を定めて定期的に運行する連節バス
- (12) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが15メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの
- (13) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が、路線全体の2分の1以下で、かつ、当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車
- (14) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車
- (15) 緊急車両又は保安用車両に備えるものとして青色、その他の車両に備えるものとして黄色の点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面を有する自動車であって、当該点滅する灯火を飛行場の制限区域内でのみ使用する自動車
- (16) 誘導車として緑色の点滅する灯火を備えることが安全確保上、必要な自動車であって、第20第1項の要件を満たすもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）
- (17) 幅が3メートル以上の被けん引自動車又は連結時全長が16.5メートルを超える被けん引自動車をけん引するけん引自動車であって、当該被けん引自動車をけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（複数の照明部を有

- し、構造上一体となっているものは1個とみなす。)以下とする。)を備えるもの
- (18) 道路以外の場所でのみ使用するものとして、ABSを作動不能とするための手動装置を備えた自動車であって、運転者席において当該装置の作動状態を確認できる装置を備え、かつ、当該装置を道路以外の場所でのみ使用する旨の表示（コーションラベルの貼付など）がなされているもの
 - (19) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所（港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。）の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車
 - (20) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。
 - (21) トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置（展示、メンテナンス含む。）して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの
 - (22) 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車
 - (23) 保安基準第22条の5（年少者用補助乗車装置等）により、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならないものであって、最高速度が20キロメートル毎時未滿の自動車
 - (24) ダブル連結トラックを構成する車両であって、保安基準第2条第1項に定める長さ又は高さの基準を超える構造を有する自動車
 - (25) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車
- 注 第1号は、45フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。

第4 申請者等

- 1 基準の緩和認定の申請は、基準の緩和認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあつては、その代表者。以下同じ。）が行う。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準の緩和認定の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付する。
 - (1) 国、地方公共団体等の長から基準の緩和認定の申請を委任された者

- (2) 法人の代表者から基準の緩和認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長
- 3 申請者は、申請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する運輸局長又は当該申請地を管轄する運輸局内の支局等の長から次の各号の処分を受けた者ではないこと（認定要領第9にかかるとの申請は除く。）。
- (1) 道路運送車両法に基づく保安基準緩和の認定の取消処分。
- (2) 貨物自動車運送事業法違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は道路運送法違反による使用制限（禁止）処分（貨物の運送の用に供する自動車の申請に限る。）。

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準の緩和認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準の緩和認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「運輸支局長等」という。）を経由して、運輸局長に提出する。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準の緩和認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準の緩和認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準の緩和認定を受けた自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出する。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。
- 4 現に基準の緩和認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、当該自動車の使用の本拠の位置（当運輸局管内に限る。）又は運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、第2号様式の基準緩和認定変更申請書に当該変更内容に係る資料を添えて、正本及び副本各1通を当該基準の緩和認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、速やかに運輸局長に提出する。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができ

る。

- 5 申請者は、第4第3項に該当する行政処分を受けていないことについて、第1号様式（第5第5項関係）による宣誓書を提出するものとする。

第6 審査

- 1 運輸局長は、基準の緩和認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の様相により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査する。
 - (1) 当該自動車の構造又は使用の様相の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
 - (3) 主な運行経路等
 - (4) その他の必要事項
- 2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、前項に規定する審査にあつては、特に次の各号について審査する。
 - (1) 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最少限の寸法及び重量であることなど基準の緩和認定を行うことの妥当性
 - (2) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
 - (3) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
 - (4) 申請者が現に保有する自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準の緩和認定を受けなければならない必要性
- 3 前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従つて行う。
 - (1) 当該物品の輸送依頼者（荷主）に対して聴取する。
 - (2) 工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。
 - (3) 当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。
 - (4) 当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要、仕様書及び図面等を確認する。
 - (5) 当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する。
 - (6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真及び資料を確認する。
- 4 運輸局長は、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）について前3項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の

限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量（以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定める。この場合において、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）であって緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）の規定又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）について、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、保安基準第53条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定める。

- 5 車両総重量が50トン以上の被けん引自動車その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性があると判断される自動車にあつては、第1項及び第2項の審査にあたって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取する。
- 6 第3第2号から第6号まで、第11号又は第24号に規定する自動車にあつては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第11号に規定する自動車にあつては、地方公共交通会議等により、道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。
- 7 申請者が貨物自動車運送事業者である場合には、第4第3項第2号に該当する行政処分を受けていないことについて貨物自動車運送事業の監査担当部署から必要に応じ意見を聴取する。

第7 条件、期限及び制限の付与

- 1 運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付す。この場合において、次に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付す。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。
 - (1) 重量緩和セミトレーラ 同表中「車両総重量(004)」については、3及び7を、「軸重(005)」については3及び5を、「隣接軸重(056)」については4を、「輪荷重(006)」については4
 - (2) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「最小回転半径(008)」については2
- 2 運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の

2（軸重等）の規定に係る基準の緩和認定を行う場合には、次の各号により期限を付す。
ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

- (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日
 - (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日）から起算して1年を経過した日
- 3 運輸局長は、第3第13号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付す。
- 4 運輸局長は、第17の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付す。
- 5 運輸局長は、第18の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。
- (1) 保安基準第12条及び第13条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度（25キロメートル毎時を上限）及び運行期間中のけん引自動車との連結状態
 - (2) 当該自動車をけん引するけん引自動車
 - (3) 特定地までの運行経路
 - (4) 連結車両の前方及び後方への警戒車両の配置並びに当該自動車の後方への運行速度の表示
 - (5) 運行経路及び運行速度を考慮した認定の期限
- 6 運輸局長は、第3第24号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、「運行経路は、特殊車両通行許可証の経路に限る。」、「運行は〇〇〇との連結時に限る。」などの必要な制限を付すものとする。
- 7 運輸局長は、第19の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第8 基準の緩和認定等

- 1 運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、基準の緩和認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、申請者に交付する。

2 基準の緩和認定にあたって、基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に施行規則第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示する。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示する。

3 運輸局長は、第6、第11、第12、第13、第15、第16、第17、第18、第19、第20又は第21の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合、申請に示された使用の態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準の緩和認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合、別途定める処分等要領による申請者の累積違反点数が55点以上の場合又は第4第3項に該当する処分を受けた申請者の場合は保安基準第55条第7項に該当するものとして基準の緩和認定をしない。この場合において、運輸局長は、理由を付して、当該基準の緩和認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して申請者に通知する。

4 運輸局長は、第5第4項に規定する申請があったときは、審査した結果、適当であると判断した場合は、第4号様式による基準緩和認定書（変更）を当該基準の緩和認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、申請者に交付する。

第9 継続緩和の認定

1 第8第1項の規定により基準の緩和認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準の緩和認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行う。

2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず第5号様式の基準緩和認定申請書（継続）に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準の緩和認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、運輸局長に提出する。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、運輸局長は電子申請後に申請者に対して必要と認める資料の提出を求めることができる。

3 運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった

事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において第6第3項の適用にあたって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替える。

- (1) 少なくとも申請直前6か月間における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること。
 - ① 貨物自動車運送事業用自動車にあっては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
 - ② 自家用自動車にあっては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等
- (2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること。
 - ① 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準の緩和認定を行うことの妥当性
 - ② 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
 - ③ 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
 - ④ 申請者が現に保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性
 - ⑤ 今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違
- (3) 継続緩和の認定を受けようとする自動車に係る物品の輸送について、次の①から③に掲げるそれぞれの申請に応じて定める期間に都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと。
 - ① 第4項又は第5項第1号に基づく申請 申請直前の2か年間
 - ② 第5項第2号に基づく申請であって、③に掲げる申請以外の申請 申請直前の3か年間
 - ③ 第5項第2号に基づく申請であって、連続した2回目以降の申請 申請直前の4か年間
- 4 運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準の緩和認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第6号様式による基準緩和認定書（継続）を当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して申請者に交付する。
- 5 継続緩和の認定を受けようとする自動車が基準緩和の認定に付された期限内

に第22第1項に基づく行政処分等を受けておらず、かつ、当該自動車の使用の本拠を置く営業所等が全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定（以下「安全性優良事業所認定」という。）を受けているとして申請があった場合は、前項の規定にかかわらず、緩和の期限を次の各号のとおりとする。

- (1) 初回継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して3年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して2年を経過した日までの期限を付す。
 - (2) 前号の認定を受けた自動車の継続緩和の認定にあつては、基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定日）から起算して4年を経過した日までを最長として、当該継続緩和の認定を受けた後、最初に返付された自動車検査証の有効期間の満了日から起算して3年を経過した日までの期限を付す。
 - (3) 前2号により処理された自動車が第22第1項に基づく行政処分等を受けた場合又は安全性優良事業所認定が失効又は返納した場合は、次の継続緩和の認定は、前項の規定により期限を付す。
- 6 運輸局長は、前2項の審査において、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。
- 7 運輸支局長等は前項の規定により、基準緩和認定書（継続）を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示する。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

- 1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、基準緩和の認定一括処理を行うことができる。この場合において、第1号の自動車にあつては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に基づく共通構造部多仕様自動車又は輸入自動車特別取扱要領に基づく輸入自動車取扱自動車（以下、「新型自動車等」という。）の車両総重量（共通構造部多仕様自動車にあつては、自動車製作者の指定した架装後の車両総重量の範囲）の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあつては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる。（軸重等の取扱いもこれに

準じる。)

(1) 基準の緩和認定の際に条件又は制限が付されている被けん引自動車をけん引するためにあらかじめ必要な条件又は制限を付したけん引自動車であり、かつ、保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの（車両総重量50トン以上の被けん引自動車をけん引するものを除く。）

(2) その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

① 新型自動車等であって、次に掲げるもの

イ クレーン車

ロ クレーン用台車

ハ 大型特殊自動車（ポールトレーラを除く。）

ニ 第3第7号に規定する被けん引自動車

② 施行規則第62条の3の規定に基づき型式認定を受ける小型特殊自動車

(3) 以下に掲げる自動車（③の自動車にあつては、災害時に運輸局長が公示を行った場合に限る。）であつて、その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの

① 農耕作業用自動車

② 道路維持のための除雪等に使用される自動車

③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）

2 前項第1号及び第2号の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。

3 前2項の規定に基づく基準の緩和認定について、第8第3項の「当該基準の緩和認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等」とあるのは「当運輸局管内の運輸支局長等に」と読み替える。

4 運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、基準の緩和認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限を付したうえで、基準の緩和認定を行い、第7号様式により公示を行うとともに、当該申請のあった運輸支局長等を経由して、申請者に通知する。

なお、第1項第2号に規定する自動車（次の各号のいずれかに該当する自動車を除く。）については、第7第1項の別表第2によらず、別表第4の基準緩和項目に応じてそれぞれ同表に掲げる必要な制限を付し、第3号様式による基準緩和認定書を当該申請のあった運輸支局長等を経由して、申請者に交付する。

(1) 使用する場所が港湾等に限定される自動車

- (2) 自動車の幅が3.2メートルを超える自動車
 - (3) 車両総重量が50トンを超える自動車
- 5 運輸局長は、第1項第1号(新型自動車等に限る。)及び前項に規定する自動車について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準緩和の認定を行った旨を連絡する。
- 6 運輸局長は、第1項第1号(新型自動車等に限る。)及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第22第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置が当運輸局管内となるものは、運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う。
- 7 運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。
- (1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」又は共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領中「附則1 共通構造部の同一型式の範囲第2」で定める同一型式の範囲内であること。
 - (2) 当該自動車の第五輪荷重が第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車の第五輪荷重と同一であること。
 - (3) 当該自動車の車両総重量が第1項の規定に基づき示された範囲内にあること(軸重等の範囲が示されている場合には、その取扱いもこれに準じる。)
- 8 運輸局長は、第1項第2号①二に規定するセミトレーラであって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。
- (1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」又は共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領中「附則1 共通構造部の同一型式の範囲第2」で定める同一型式の範囲内にあること。
 - (2) 当該自動車の輸送物品を積載する構造が第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車のものと同一のものであること。
- 9 第1項第3号(同号③を除く。)に規定する自動車について、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長がその地域性を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。
- 10 第1項第3号③に規定する自動車について、運輸局長がその緊急性及び必要性

を考慮した結果、必要と認める保安基準の条項並びに期限、条件及び制限をあらかじめ公示することにより、基準緩和の認定を行うことができる。なお、公示を行った運輸局長は、その内容を、他の地方運輸局長及び自動車局技術・環境政策課宛て通知すること。

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

- 1 運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号及び第4号は除く。
 - (1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 輸送しようとする物品の重量
 - (3) 当該セミトレーラの運行が道路構造に与える支障
 - (4) 主な運行経路
 - (5) その他の必要事項
- 2 運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があることから、第1項の審査にあたって、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することとする。
- 3 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車であって国際海上コンテナを輸送することに関し、第13の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

第12 長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの審査の特例

- 1 運輸局長は、第3第3号に規定するセミトレーラであって、長尺貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（長さ）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 輸送しようとする物品の重量

- (3) 輸送しようとする物品が、長さにおいて分割不可能であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
- (4) 当該セミトレーラの運行が道路構造及び道路交通に与える支障
- (5) 主な運行経路
- (6) その他の必要事項

2 前項に関し、バン型等セミトレーラの構造については、細目告示第7条の2、同第85条の2及び同第163条の2に定める基準を準用し審査するものとする。

3 運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性がある判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

第13 国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例

1 運輸局長は、第3第7号に規定するセミトレーラであって、国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査する。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号及び第4号は除く。

- (1) 45フィートコンテナ等を輸送することにより保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
- (3) 基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
- (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (5) その他の必要事項

2 第3第7号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示する。

基準緩和項目	表示の例
車両総重量	「重量35.80トン（36.28トン）」
最大積載量	「最大積載量30.00トン（30.48トン）」

第14 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者については、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出する。

- 2 運輸局長は、基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって期限を附されていないもの（以下「期限なし重量緩和セミトレーラ」という。）について、本項施行日以降の初回の継続検査の際、第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準 最大積載量を定める。
- 3 前項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた場合は、条件及び制限について、別表第2表中車両総重量(004)については2の制限を3に、6の条件を7に、軸重(005)については4の条件を5に、隣接軸重(056)については3の条件を 4に、輪荷重(006)については3の条件を4にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、基準緩和認定書の交付は行わない。
- 4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の基準を準用する。
- 5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするもの及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、認定を受けた運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載する。また、第4、第5第3項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。
- 6 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて分割可能な貨物を輸送することに関し第11及び第12の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。
- 7 前項の場合において、第9に準じた審査等を経て、単体物品を輸送することに関しても、併せて基準緩和の認定を受けることができる。この場合において、第6第4項の規定にかかわらず、基準車両総重量及び基準最大積載量は定めないものとする。

第15 自動車製作者等の試験自動車の特例

- 1 運輸局長は、第3第1号から第7号に規定する自動車であって、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。
- 2 前項の申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。
 - (1) 自動車局審査・リコール課長が発行した「自動車製作者等証明書」
 - (2) 走行試験のスケジュール表（主要運行経路図を含む。）
 - (3) 試験自動車が特定できる書面
 - (4) 主要諸元表

- (5) 車両外観図又は外観写真
- (6) 保安基準等適合検討結果確認証明書
- (7) 遵守事項の誓約書
- (8) その他運輸局長が必要と認めた書面

3 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものについては、第7第2項の規定にかかわらず、基準緩和の期限は自動車製作者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

- 1 運輸局長は、法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であって、基準緩和の認定を受ける必要のあるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができる。
- 2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1の他、次に掲げる資料を添付すること。
 - (1) 申請する自動車が特定できる書面
 - (2) 保安基準等適合検討書
 - (3) 運行計画及び運行経路図
- 3 運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定する。

第17 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

- 1 運輸局長は、第3第20号に規定する自動車であって、保安基準第2条（長さ及び幅）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査する。
 - (1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 道路管理者からの特殊車両通行許可を受けることが確実であること
 - (3) 輸送しようとする物品の重量
 - (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路及び運行経路

(5) その他の必要事項

- 2 前項の審査にあたって、道路管理者に対し、第8号様式の特種車両通行許可確認書により連絡し、第9号様式の特種車両通行許可確認書(回答)により確認するものとする。ただし、その他の方法により前項第2号の確認ができる場合にはこの限りではないものとする。
- 3 運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で最大積載量を定めるとともに、同最大積載量と車両重量の合計として基準緩和車両総重量を定める。

第18 トレーラ・ハウスの特例

- 1 第3第21号に規定する自動車にあつては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。
- 2 前項の自動車にあつては、幅が3メートル以上の被けん引自動車又は連結全長が16.5メートルを超えるものに限り、車体の上部等の周囲から見やすい位置に4個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。)以下の緑色の点滅する灯火を備える車両として申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。
- 3 運輸局長は、第1項及び前項の自動車であつて、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の様相により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。
 - (1) 申請する自動車が特定できる書面
 - (2) 主要諸元表
 - (3) 車両外観図又は外観写真(本体に緑色の点滅する灯火を備えるものは取付位置を明記するものとする。)
 - (4) 計算書及び緩和部分詳細図等
 - (5) 保安基準等適合検討書
 - (6) 連結自動車の連結検討書
 - (7) 遵守事項の誓約書
 - (8) 使用目的及び定置して使用する特定地が特定できる書面
 - (9) 運行計画及び運行経路図
 - (10) その他運輸局長が必要と認めた書面
- 4 運輸局長は、前項の審査にあつて、必要に応じ道路管理者の意見を聴取す

るものとする。

第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

1 運輸局長は、第3第22号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査する。

2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとする。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書その他、次の第4号及び第6号を添付すればよいものとする。

- (1) 主要諸元表
- (2) 車両外観図又は外観写真
- (3) 当該車両に講じられた安全及び環境対策を示す書面
- (4) 遵守事項の誓約書
- (5) 申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。）
- (6) その他運輸局長が必要と認めた書面

3 第1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車については、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとする。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に加え既に交付されている基準緩和認定書その他、次の第5号及び第8号を添付すればよいものとする。

- (1) 主要諸元表
- (2) 車両外観図又は外観写真
- (3) 計算書及び緩和部分詳細図等
- (4) 保安基準等適合検討結果確認証明書
- (5) 遵守事項の誓約書
- (6) 主要運行経路図
- (7) 申請する自動車が特定できる書面（臨時運行許可自動車に限る。）
- (8) その他運輸局長が必要と認めた書面

第20 緑色の点滅する灯火を備える誘導車の要件と審査の特例

1 第3第16号の申請ができる自動車の要件とは次に掲げるものとし、必要最小限の車両数をもって基準緩和の認定を申請することができるものとする。

(1) 次に掲げる誘導車であって、次のイからトのいずれかに該当するもの。

イ 特殊車両通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車（以下「誘導される自動車」という。）の使用者と同一の者が使用する誘導車

ロ 誘導される自動車の使用者と、誘導車を配置することに関し契約を締結した者が使用する誘導車

ハ 上記ロの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車

ニ 物品の輸送に関し、誘導される自動車を必要とする荷物の所有者等（以下「荷主」という。）と当該物品の輸送に関し誘導車を配置する契約を締結した者が使用する誘導車

ホ 上記ニの者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車

ヘ 第3第21号のトレーラ・ハウス（以下「誘導されるトレーラ・ハウス」という。）を運行させようとする者が使用する誘導車

ト 上記への者と業務委託契約を締結した者が使用する誘導車

(2) 前各号の誘導車に備える緑色の点滅する灯火は、誘導される自動車又は誘導されるトレーラ・ハウスの誘導中のみ使用するものであって、車体の上部の見やすい位置に2個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものは1個とみなす。）以下とする。

2 運輸局長は、前項の自動車であって、基準緩和の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

(1) 申請する自動車が特定できる書面

(2) 車両外観図又は外観写真

(3) 緩和部分詳細図等（灯火の性能等の資料含む）

(4) 遵守事項の誓約書

(5) 誘導される自動車の一覧表及び当該自動車の自動車検査証の写し

(6) 誘導される自動車の使用者と締結した契約書

(7) 荷主と締結した契約書及び荷主の扱う商品等の資料（必要に応じ荷主へのヒアリングを行うものとする。）

(8) 誘導されるトレーラ・ハウスに関する資料及び当該トレーラを運行させようとする者であることを証明する書面（基準緩和認定書等）

(9) 前項第1号ロ又は二若しくはへの者と締結した業務委託契約書

(10) 誘導される自動車の特殊車両通行許可証の写し（誘導される自動車が第3第1号の自動車及び第3第21号のトレーラ・ハウスにあっては、幅が3メートル以上又は連結時全長が16.5メートルを超えることが分かる書面でも良いものとする。）

(11) その他運輸局長が必要と認めた書面

3 運輸局長は、前項の審査に当たって、特に次の各号について確認するものとする。

(1) 誘導車を配置することに関し締結されている契約が業務遂行上、適切であると認められること。

(2) 当該自動車が、道路法第47条の2第1項の許可の条件として付す、許可車両の前後に配置する自動車として、適切に誘導を行える自動車であること。

第21 幅広貨物を輸送するトレーラの審査の特例

1 運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定するセミトレーラであって、複数の幅広貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第2条（幅）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

(1) 保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項

(2) 輸送しようとする物品の重量及び寸法

(3) 輸送しようとする物品が、幅及び長さにおいていずれも2.5メートル以下に分割不可能であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性

(4) 当該セミトレーラの運行が道路構造及び道路交通に与える支障

(5) 主な運行経路

(6) その他必要な事項

2 前項に関し、第3第5号のセミトレーラの構造については、細目告示第7条の2、同第85条の2及び同第163条の2に定める基準を準用し審査するものとする。

3 運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があるると判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

第22 行政処分等

1 運輸局長は、基準の緩和認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使

用した場合も含め、法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準の緩和認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、申請者に対し緩和監査（法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認した場合は、別途定める処分等要領に基づき、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行う。

- 2 前項の規定は、第10第6項の規定により基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用する。
- 3 基準の緩和認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準の緩和認定は失効する。
 - (1) 当該自動車の登録が抹消された場合、自動車検査証が返納された場合又は軽自動車届出済証が返納された場合
 - (2) 当該自動車の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合
 - (3) 第8第1項又は第9第4項、第5項及び第6項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合
 - (4) 第3第9号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和の認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合
 - (5) 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合
 - (6) 第3第22号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合
 - (7) 当該自動車のすべての緩和認定項目が基準内となった場合
 - (8) 使用者が変更となった場合（管理組織体制に変更の無いものを除く。）
- 4 運輸局長及び運輸支局長等は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の把握に努める。

附 則

（適用時期）

- 1 この要領は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成14年6月30日以前に申請があった基準の緩和認定については、なお従前の「道路運送車両の保安基準の緩和認定取扱要領」による。

附 則

（適用時期）

この改正は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第12第2項から4項までの規定は平成15年10月1日から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成15年6月4日から施行する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成16年4月16日から施行する。ただし、第10第5項及び第6項の規定は平成16年7月1日から適用する。

(経過措置)

本達によるそれぞれの様式は、平成16年6月30日まで、なお従前の例によることができる。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成16年11月15日から施行する。ただし、第3第11号に該当する自動車については、平成16年12月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成19年6月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成20年2月4日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成21年3月9日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成22年10月28日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成23年5月11日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成23年6月2日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成25年2月15日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成26年 2月20日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成26年4月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成26年11月4日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成27年5月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

この改正は、平成27年12月25日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則

(適用時期)

1 この要領は、改正日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(経過措置)

2 既に第9の継続緩和の認定を受けた自動車については、自動車検査証に記載された緩和の期限が平成29年7月5日以降のものにあって継続緩和の認定を行う際は、第9第5項第1号に準ずる。

附 則

(適用時期)

1 この要領は、平成31年3月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第4、第5、第6及び第8に関する改正については、2019年9月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則 (平成31年 4月 9日 達 第 5号)

(適用時期)

この要領は、平成31年 4月 9日から施行する。

附 則 (令和 2年 1月29日 達 第 6号)

(適用時期)

本改正規定は、令和 2年 1月29日から施行する。

附 則 (令和 2年 12月 24日 達 第 3号)

(適用時期)

本改正規定は、令和 3年 1月 1日から施行する。

申請に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。

附 則（令和 3年 8月18日 達 第 9号）

（適用時期）

本改正規定は、令和 3年 8月18日から施行する。

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

適用条項	項目	保安基準第15条第1項に規定する大臣が定める告示	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			主要諸元比較表	車両外観図	計算書及び緩和部分詳細図	連結自動車の連結検討書	遵守事項の誓約書	使用者の事業内容	会社組織図	主要運行経路図	輸送依頼書又は輸送契約書	保有車両一覧表	過去6か月間以上の輸送実績*	安全性優良事業所認定証◎	特殊車両通行許可事前確認書	その他運輸局長が必要と認めたとした書面
長さ、幅及び高さ	認定要領第3第11号の自動車を除く	保2	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	-	○
	認定要領第3第11号の自動車に限る	保2	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○
車両総重量	新規緩和（認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く）	保4	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	-	○
	継続緩和（認定要領第3第2号、第3号及び第7号の自動車を除く）	保4	□	□	□	□	○	□	□	□	△	○	○	○	-	○
	新規緩和（認定要領第3第6号（認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合を除く）の自動車に限る）	保4	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
	新規緩和（認定要領第3第7号の自動車に限る）	保4	○	○	▽	▽	○	○	-	○	-	△	-	-	-	○
	新規緩和（認定要領第3第2号、第3号及び第6号（認定要領第3第2号及び第3号の自動車をけん引することができる構造を有する場合に限る）の自動車に限る）	保4	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	○
	新規緩和（認定要領第3第20号の自動車に限る）	保4	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	○	○
	新規緩和（認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く）	保402	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	-	○
告示第1条第1号	新規緩和（認定要領第3第2号、第3号、第7号及び第20号の自動車を除く）	保402	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	-	-	-	○
	継続緩和（認定要領第3第	保402	□	□	□	□	○	□	□	□	△	○	○	○	-	○

- (10) 「その他運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。
- (11) 適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成15年告示第1320号）をいう。
- (12) 保安基準第8条第4項の規定に関する添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作者等の発行する最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。
- (13) 保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」（昭和26年7月28日運輸省令第67号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）の条項をいう。
- (14) 「第1節型式指定の新車」とは、「第1節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (15) 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (16) 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- (17) 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。
- (18) 継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとしてすることができる。

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）

基準緩和項目 (数字番号)	条件又は制限（数字番号）
長さ(001)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。(001) 2 自動車の後面及びけん引自動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長さを表示すること。(021) 3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4 ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ1メートル、後端をポールのトレーラの荷受台中心より3メートルそれぞれ超えて積載しないこと。(036) 5 ポールの長さは、12メートル以下とすること。(037) 6 ポールの長さは、14メートル以下とすること。(038) 7 ポールの長さは、16メートル以下とすること。(039) 8 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅2.44メートル、高さ 2.5 9 メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(043) 9 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅2.44メートル、高さ 2.8 9 メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(044) 10 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2. 59 メートル又は 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。(045) 11 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。(071) 12 夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部附近、中央部附近及び最後端部附近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）を備えること。(073) 13 自動車の両側面には、補助方向指示器を備えること。(075) 14 連節バスの前車室及び後車室には、消火器を備えること。(076) 15 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 16 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) 17 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167) 18 基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。(171) 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。(172)
幅(002)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。(002) 2 被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。(022) 3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4 自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度 300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）をそれぞれ備えること。(072) 5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) 7 分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広

	<p>貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)</p> <p>8 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇k g以下、最大積載量は〇〇〇〇〇k g以下であること。</p> <p>9 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇k g以下、最大積載量は〇〇〇〇〇k g以下(スタンション装着時の車両総重量は〇〇〇〇〇k g以下、最大積載量は〇〇〇〇〇k g以下)であること。</p> <p>10 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(153)</p> <p>11 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(154)</p> <p>12 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(155)</p> <p>13 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(156)</p> <p>14 スタンションを装着した幅広貨物輸送時には12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(157)</p> <p>15 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、農作業機装着状態の幅を表示すること。(175)</p> <p>16 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること。(176)</p> <p>17 農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。(177)</p> <p>18 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること。(178)</p> <p>19 農耕作業用トレーラの後面には、幅を表示すること。(179)</p> <p>20 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。(181)</p> <p>21 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。(182)</p> <p>22 農耕作業用トレーラの最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。(183)</p> <p>23 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。(184)</p> <p>24 運行にあたっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185)</p> <p>25 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(191)</p> <p>26 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。(192)</p>
高さ(003)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること。(003)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、高さを表示すること。(023)</p> <p>3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>4 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>
車両総重量(004)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。(004)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。(024)</p> <p>3 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(028)</p> <p>4 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。(062)</p>

- 5 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、分割可能貨物基準緩和最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(063)
- 6 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)
- 7 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)
- 8 分割可能貨物基準緩和車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(017)
- 9 被けん引車はバン型であること。(111)
- 10 被けん引車はタンク型であること。(112)
- 11 被けん引車は幌枠型であること。(113)
- 12 被けん引車はコンテナ用であること。(114)
- 13 被けん引車は自動車の運搬用であること。(115)
- 14 被けん引車はあおり型であること。(116)
- 15 被けん引車は固定式スタンション型であること。(117)
- 16 被けん引車は船底型であること。(118)
- 17 分割可能な貨物の輸送時には、4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(121)
- 18 分割可能な貨物の輸送時には、6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(122)
- 19 分割可能な貨物の輸送時には、8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(123)
- 20 分割可能な貨物の輸送時には、10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(124)
- 21 分割可能な貨物の輸送時には、12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(125)
- 22 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。(066)
- 23 基準緩和による運行は、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)
- 24 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)
- 25 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
- 26 走行試験以外の目的では運行しないこと。(166)
- 27 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)
- 28 分割可能な貨物輸送時の積載物品は、基準緩和自動車の認定要領に規定する幅広貨物に限り、緩和事項は幅のみであること。(150)
- 29 被けん引自動車の後面には、幅広貨物車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、幅広貨物最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(151)
- 30 被けん引自動車の後面には幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、幅広貨物（スタンション装着時及び取り外し時）最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(152)
- 31 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇 k g 以下、最大積載量は〇〇〇〇〇 k

	<p>g 以下であること。</p> <p>32 幅広貨物輸送時の車両総重量は〇〇〇〇〇 k g 以下、最大積載量は〇〇〇〇〇 k g 以下（スタンション装着時の車両総重量は〇〇〇〇〇 k g 以下、最大積載量は〇〇〇〇〇 k g 以下）であること。</p> <p>33 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(161)</p> <p>34 幅広貨物以外を輸送する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(162)</p>
軸重(005)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。(005)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、軸重を表示すること。(025)</p> <p>3 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書をそれぞれ併記して表示すること。(028)</p> <p>4 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>5 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>6 けん引自動車の後面には、基準最大積載量に基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。(064)</p> <p>7 最大積載量欄及び車両総重量欄は基準内とし、備考欄の第 5 輪荷重及び車両総重量は基準緩和時とする。(065)</p> <p>8 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。(066)</p> <p>9 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送するトレーラをけん引する場合に限る。(067)</p> <p>10 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)</p> <p>11 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>12 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p> <p>13 走行試験以外の目的では運行しないこと。(166)</p> <p>14 けん引自動車の後面には分割可能貨物基準緩和最大積載量に国際海上コンテナ基準緩和最大積載量を括弧書で併記して表示すること。(140)</p> <p>15 被けん引自動車は、最大限に積載した国際海上コンテナを輸送するものでないこと。(141)</p> <p>16 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)</p> <p>17 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(161)</p>
隣接軸重(056)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。(095)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。(096)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>4 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p> <p>7 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。(167)</p> <p>8 スタンションを取り外して運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不</p>

	可能な単体物品であること。(161)
輪荷重(006)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。(006) 2 被けん引自動車の後面には、輪荷重を表示すること。(026) 3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020) 5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
最大安定傾斜角度(007)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(010) 2 運行速度は、5キロメートル毎時以下とすること。(051) 3 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。(052) 4 運行速度は、30キロメートル毎時以下とすること。(054) 5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) 7 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(186) 8 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。(187) 9 農耕トラクタの後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(188) 10 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185) 11 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(191) 12 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。(192)
最小回転半径(008)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること。(007) 2 被けん引自動車の後面には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること。(027)
接地圧(009)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。(008) 2 被けん引自動車の後面には、接地圧を表示すること。(161)
速度抑制装置(057)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路を運行しないこと。(077) 2 自動車の前面、後面及び運転席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。(078) 3 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。(079) 4 自動車の前面、後面及び運転席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。(080)
制動装置(077)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(186) 2 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。(187) 3 農耕トラクタの後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(188) 4 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。(051) 5 運行速度は、10キロメートル毎時以下とする。(061) 6 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。(052) 7 運行速度は、25キロメートル毎時以下とする。(053) 8 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。(054) 9 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185) 10 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(192)

	11 積載物品は農耕作業に必要な物に限る。(192)
A B S (068)	<p>1 高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満のものを含む。）を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(129)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132)</p> <p>5 A B Sを作動不能とするための手動装置の使用は、道路以外の場所に限る。(139)</p> <p>6 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)</p> <p>7 農耕トラクタ又は農業作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(186)</p> <p>8 農耕作業用トレーラの後面には、制限速度を表示すること。(187)</p> <p>9 農耕トラクタの後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(188)</p> <p>10 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。(051)</p> <p>11 運行速度は、10キロメートル毎時以下とする。(061)</p> <p>12 運行速度は、15キロメートル毎時以下とする。(052)</p> <p>13 運行速度は、25キロメートル毎時以下とする。(053)</p> <p>14 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。(054)</p> <p>15 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185)</p> <p>16 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(191)</p> <p>17 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。(192)</p>
衝突被害軽減ブレーキ(074)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132)</p> <p>5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)</p> <p>6 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者が確認できること。(165)</p>
リヤオーバーハング(017)	自動車の後面及び運転者席には、リヤオーバーハングを表示すること。(009)
外装(075)	<p>1 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。(148)</p> <p>2 駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。(149)</p>
座席(021)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132)</p>

	5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
座席ベルト (023)	1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131) 4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
年少者用補助乗車装置等(076)	1 運行速度は、20キロメートル毎時未満とする。(173) 2 運転者席には、20キロメートル毎時未満で運行する旨を表示すること。(174)
車線逸脱警報装置(073)	1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131) 4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
乗車定員(069)	1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130) 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。(131) 4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(132) 5 高速自動車国道等を走行する直前に、乗客に対し、乗車中の安全を確保するために必要な措置を周知すること。(158)
車幅灯(030) 尾灯(034) 駐車灯(035) 制動灯(037) 後退灯(038) 方向指示器(039) 側面方向指示器(040) 非常点滅表示灯(041)	1 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色反射器を備えること。(189) 2 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えること。(190) 3 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185) 4 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(191) 5 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。(192)
前部反射器(031) 側方反射器(033)	1 農作業機最外側付近の前面の両側には、白色反射器を備えること。(189) 2 農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えること。(190) 3 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。(185) 4 けん引自動車は農耕トラクタに限る。(191)

後部反射器(036)	5 積載物品は農耕作業に必要なものに限る。(192)
その他の灯火等の制限(点滅する灯火等)(042)	<p>1 青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。(133)</p> <p>2 黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。(134)</p> <p>3 飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(135)</p> <p>4 緑色の点滅灯火の点灯は、認定書に記載されている積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。(136)</p> <p>5 誘導する基準緩和自動車を使用しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(137)</p> <p>6 緑色の点滅灯火の点灯は、幅3メートル以上のトレーラをけん引している場合に限る。(074)</p> <p>7 緑色の点滅灯火の点灯は、連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。(138)</p> <p>8 緑色の点滅灯火の点灯は、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。(142)</p> <p>9 青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。(143)</p> <p>10 国際埠頭施設の保安巡視を行わなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。(144)</p> <p>11 緑色の点滅灯火の点灯は、道路通行許可において誘導車を配置することを条件として付された自動車を誘導している場合に限る。(168)</p> <p>12 誘導車として使用しなくなった場合には、すみやかに基準緩和の認定の取消を申請すること。(169)</p> <p>13 誘導中は他の車両をけん引している状態でないこと。(170)</p>
その他の項目	緩和の内容により適宜
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092)</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。(093)</p> <p>3 運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。(145)</p> <p>4 貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る(146)</p> <p>5 被けん引自動車の車両総重量は50トン未満であること。(147)</p> <p>6 積載物品が運搬中に荷崩れ等により自動車から落下することを防止するための必要な措置を講じること。(159)</p>

備考

- (1) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」(平成16年国土交通省告示第1600号)第1条第8号及び第9号に規定する数字番号であり、参考として付記する(以下、別表第4において同じ。)
- (2) 幅(002)中の4の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付けられている場合にあつては、付さないこととする。

別表第3

基準緩和項目		表示の例
長さ		「全長15.50メートル」
幅		「全幅2.80メートル」
	幅広貨物運搬用セミトレーラであって側面スタンを備えるもの	側面スタン6本、取り外して輸送する場合、重量27.80トン
高さ		「全高3.90メートル」
車両総重量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車	「重量35.00トン」
	重量緩和セミトレーラ	「重量27.80トン(39.80トン)」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「重量35.80トン(39.80トン)」
	分割可能な貨物を輸送するセミトレーラであって脱着式スタン型であるもの	「側面スタンを〇本装着(分割可能な貨物の輸送時)」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの	「重量27.80トン(39.80トン)」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの(スタンを付き)	「重量35.80、27.80トン(39.80トン)」
	最大積載量	重量緩和セミトレーラ以外の自動車
	重量緩和セミトレーラ	「最大積載量18.00トン(30.00トン)」
	重量緩和セミトレーラであって分割可能物品基準緩和車両総重量を有するもの	「最大積載量26.00トン(30.00トン)」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両総重量を有するもの	「最大積載量18.20トン(30.00トン)」
	重量緩和セミトレーラであって幅広貨物車両	「最大積載量25.80、18.20トン(30.00トン)」

	総重量を有するもの (スタンション付き)	
軸重		「軸重 18.00トン」
隣接軸重		「隣接軸重 23.00トン」
輪荷重		「輪重 6.00トン」
最大安定傾斜角度		「運行速度 30キロメートル毎時以下」
最小回転半径		「回転半径 14.0メートル」
速度抑制装置	離島以外の自動車	「高速道路不走行車」
	離島の自動車	「〇〇島内専用車」
制動装置		「運行速度 15キロメートル毎時以下」 「けん引時運行速度 15キロメートル毎時以下」
A B S		「運行速度 60キロメートル毎時以下」
座席ベルト		「運行速度 60キロメートル毎時以下」
乗車定員		「運行速度 60キロメートル毎時以下」
座席		「運行速度 60キロメートル毎時以下」
年少者用補助乗車装置等		「運行速度 20キロメートル毎時未満」
衝突被害軽減ブレーキ		「運行速度 60キロメートル毎時以下」
車線逸脱警報装置		「運行速度 60キロメートル毎時以下」

【備 考】

- (1) 「表示の例」の基となる値については、当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値の最大を表示するものとし、単位についても当該車両の実測値又は基準緩和自動車の認定値で表記したものとする。

別表第4 保安上及び公害防止上の制限（第10関係）

基準緩和項目（数字番号）	制限（数字番号）
長さ（001）	1 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること（001） 2 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの近くに側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。（071） 3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
幅（002）	1 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること（002） 2 自動車の最外側付近の前面には橙色の灯火（光度300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度300カンデラ以下）をそれぞれ備えること（072） 3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
高さ（003）	1 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること（003） 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
車両総重量（004）	1 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること（004） 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
軸重（005）	1 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること（005） 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
隣接軸重（056）	1 自動車の後面及び運転者席には、隣接軸重を表示すること（095） 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
輪荷重（006）	1 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること（006） 2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること（091）
最大安定傾斜角度（007）	1 自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること（010） 2 運行速度は、5キロメートル毎時以下とすること（051）

	<p>3 運行速度は、15キロメートル毎時以下とすること (052)</p> <p>4 運行速度は、25キロメートル毎時以下とすること (053)</p> <p>5 運行速度は、30キロメートル毎時以下とすること (054)</p>
最小回転半径 (008)	1 自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること (007)
接地圧 (009)	1 自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること (008)
操縦装置の配置 (010)	1 保安上の制限事項なし (000)
液化石油ガス燃料装置 (016)	1 保安上の制限事項なし (000)
リアオーバーハング (017)	1 自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること (009)
騒音防止装置 (028)	1 保安上の制限事項なし (000)
車幅灯 (030) 尾灯 (034) 制動灯 (037) 後退灯 (038) 方向指示器 (039) 灯光の色等の制限 (042)	1 保安上の制限事項なし (000)
前部反射器 (031) 側方反射器 (033) 後部反射器 (036)	1 保安上の制限事項なし (000)
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	<p>1 運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。(145)</p> <p>2 貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。(146)</p>

備考

(1) 運行記録計の備付けは、最高速度が40キロメートル毎時を超える自動車に限る。

- (2) 幅（002）中の2の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付けられている場合にあつては、付さないこととする。
- (3) 運行速度に関する制限については、当該自動車の最高速度に応じて付すものとする。